

資料編

1 合併協議会議案

・真岡市

議案第70号

真岡市・二宮町合併協議会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づき、真岡市及び二宮町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、真岡市・二宮町合併協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成19年9月3日提出

真岡市長 福田 武 隼

・二宮町

議案第2号

真岡市・二宮町合併協議会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規程に基づき、真岡市及び二宮町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、真岡市・二宮町合併協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第3項の規程に基づき議会の議決を求める。

平成19年9月5日提出

二宮町長 藤田 忠 義